

1. 重要な会計方針

(1) 運営費交付金収益の計上基準

費用進行基準を採用しております。

これは主たる業務である研究業務の性質上、予定された成果の達成度を定量的・客観的に把握することが困難であること及び業務実施の進捗度は、コストの発生と必ずしも比例的ではないこと、また、業務の実施と運営費交付金財源の執行状況は、期間の経過に必ずしも対応していないことから、業務達成基準及び期間進行基準を採用することが困難であるためです。

(2) 減価償却の会計処理方法

① 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物 2～50年

機械及び装置 2～17年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

② 無形固定資産

法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（5年）を耐用年数とした定額法を採用しております。

(3) 賞与引当金及び見積額の計上基準

賞与については、運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与引当金は計上していません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、賞与引当金の当期増加額を計上しております。

(4) 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

役職員の退職給付については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上していません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、自己都合退職金要支給額の当期増加額に基づき計上しております。

(5) 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

① 国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用

国有財産貸付料の算定方法や近隣の賃貸料を参考に計算しております。

② 政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用

10年利付国債の平成25年3月末利回りを参考に0.560%で計算しております。

(6) リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(7) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

2. 注 記 事 項

(貸借対照表関係)

- (1) 当期の運営費交付金により財源措置が手当されない引当外賞与見積額は 51,151,119円 であります。
- (2) 運営費交付金から充当されるべき退職給付引当金の当期末見積額は774,948,286円であります。

(損益計算書関係)

ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額は、△118,536円であり、当該影響額を除いた当期総利益は 10,508,327円であります。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳
現金及び預金勘定 268,319,171円

(金融商品関係)

- (1) 金融商品の状況に関する事項
資金運用は短期的な預金に限定しております。
- (2) 金融商品の時価等に関する事項
期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は次のとおりです。

(単位：円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
現金及び預金	268,319,171	268,319,171	-
研究業務未収金	12,164,961	12,164,961	-
未収金	112,694,899	112,694,899	-
研究業務未払金	(97,577,776)	(97,577,776)	-
未払金	(205,045,947)	(205,045,947)	-

(注1) 負債に計上されているものは、() で記載しております。

(注2) 金融商品の時価の算定方法に関する事項
現金及び預金、研究業務未収金、未収金、研究業務未払金及び未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(賃貸等不動産関係)

重要な賃貸等不動産がないため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

当法人は、一部の実験棟について解体時におけるアスベスト撤去費用に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する建物の解体の予定はなく、また移転の予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができないため、当該資産に見合う資産除去債務は計上しておりません。

(独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報)

当法人は、平成26年4月を目途に研究開発型の成果目標達成法人として、独立行政法人土木研究所、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所及び独立行政法人電子航法研究所と統合することが、平成24年1月20日付け「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」にて閣議決定されておりましたが、「平成25年度予算編成の基本方針」(平成25年1月24日閣議決定)において当面凍結とされ、独立行政法人の見直しについては、引き続き検討し、改革に取り組むこととされております。

3. 重要な債務負担行為

該当事項はありません。

4. 重要な後発事象

該当事項はありません。